

# 改正点を網羅的に理解したい人のための 第三次改正中国商標法解説

Chikako Mori & Kan Touei



第5回の本稿では、商標権侵害および救済に関する規定のうち、損害賠償額の算出方法、帳簿提出命令、証拠保全に関する規定の63条と66条について取り上げる。これらは商標権の保護強化に関する規定であり、いずれも注目に値する。



## 1. はじめに

商標法および商標法実施条例の改正に伴い、2014年5月28日に「商標審判規則」が国家工商行政管理总局の局務会議の審議を経て可決された。

同規則は、既に6月1日より施行されている。改正商標法の施行から4、5カ月を経て、徐々に下位の法令や規則も整備されつつある。

本稿では、前回7月号に引き続き、商標権侵害および救済に関する規定のうち、63条の損害賠償の算出方法および帳簿提出命令と66条の証拠保全に関する規定について取り上げる。

## 2. 改正商標法63条

「商標権侵害の賠償額は、権利者が侵害によって被った実際の損害により確定する。実際の損害の確定が困難な場合は、侵害者が侵害によって得た利益で確定することができる。権利者の損害または侵害者が得た利益の確定ができない場合は、当該登録商標の使用許諾費用の倍数を参考にして合理的に確定する。

悪意により商標権を侵害し、その影響が深刻な場合は、上述した方法に基づき算出された金額の1倍以上3倍以下の範囲で賠償額を確定することができる。賠償額には権利者が侵害行為を差し止めるために支払った合理的な支出も含まれる。

人民法院は賠償額を確定するため、権利者が立証の義務を果たした場合であって、かつ、侵害行為に関する帳簿や資料を主に侵害者が有している場合、侵害者に対して侵害行為に関する帳簿や資料の提供を命じることができる。

侵害者がこれを提供しない場合、若しくは偽の帳簿や資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張および提供した証拠を参考にして賠償額を確定することができる。

権利者が侵害によって被った実際の損失、侵害者が侵害によって得た利益、または登録商標使用許諾の費用の確定が困難な場合、人民法院は権利侵害行為の事情に基づき、300万人民元以下の損害賠償を命ずる」

改正前は損害賠償額の算定基準として56条1～2項で次のように規定していた（56条3項については2014年7月号p.49を参照）。

「商標権侵害の賠償額は、侵害者が侵害期間中に侵害によって得た利益または被侵害者が侵害された期間中に被った損害とする。前記賠償額は、被侵害者が侵害行為を差し止めるために支払った適正な支出も含まれる。

前項にいう侵害者が侵害期間中に侵害によって得た利益、または被侵害者が侵害された期間中に侵害によって被った損害の確定が困難な場合、人民法院が侵害行為の事情により、50万人民元以下の賠償を命ずる」

### ● 法定賠償額の引き上げ

損害賠償額の算定が困難な場合、旧法56条2項では、侵害行為の事情により、法定賠償額として50万人民元（約820万円）以下の賠償額を命じることしかできず、現在、中国の物価などが高騰していることを勘案すると、必ずしも十分とはいえない額で判決が下されるケースが多かった。

こうした状況に対して、強い批判があったため、本改正では、法定賠償額の上限を300万人民元（約5000万円）に引き上げるとともに、悪意による侵害行為であって、その影響が深刻な場合には「算出された金額の1倍以上3倍以下の範囲」という、いわゆる3倍賠償の規定が設けられた。

深刻な影響の有無や3倍までの範囲という賠償額の増減幅は、裁判所によって個別に判断される。

法定賠償額は裁判官の裁量であるが、次の要素を中心に総合的に考慮して判断される（2002年10月16日施行の「最高裁による商標民事紛争事件の審理に適用する法律に関する若干問題の解釈」〔2002〕32号16条）。

- a. 侵害行為の性質、期間、結果、商標の名誉
- b. 商標使用許諾に係る費用、種類、期間、地域範囲
- c. 侵害行為を中止させるために支出した費用

#### ● 損害賠償の算定方法と優先順位

法定賠償額の引き上げが本条に関する最も重要な改正であるが、改正商標法63条1項ではさらに、損害賠償額の算定方法についても優先順位を明確にしている。

- ① 実際の損害
- ② 侵害者が侵害によって得た利益
- ③ 登録商標の使用許諾費用の倍数を参考にした額

優先順位①の場合、侵害による商標権者の販売数量の減少、若しくは侵害商品の販売数量に登録商標に係る商品の単位数量当たりの利益を掛けて算出することができる（〔2002〕32号15条）。

優先順位②の場合、侵害品の販売量に単位数量当たりの利益を掛けて法定賠償額を算出する。

単位数量当たりの利益の確定ができない場合には、登録商標に係る商品の単位数量当たりの利益に基づいて算出することもできる（〔2002〕32号14条）。

なお、次ページで紹介する「長城」事件は、前記した算定方法の優先順位のうち、②の「侵害者が侵害によって得た利益」によって損害賠償額を算定した事例である。

優先順位③については〔2002〕32号の司法解釈には規定がないため、説明を割愛させていただく。

#### ● 帳簿提出命令

63条2項は、さらに一定要件下で裁判所が帳簿提出命令を出すことができるとし、この命令に応じなかったり、帳簿を偽造した場合の取り扱いについて規定した。

法改正前においては、裁判所が帳簿の提出を命じた場合であっても、これに応じない当事者が少なくなかったため、損害賠償額の立証責任を果たすのが困難となるケースが多かった。

法改正後においても損害賠償額の立証が難しいことには変わりはないが、改

正前に比べると損害賠償額の算定に必要な情報収集が容易になったため、損害賠償額の立証がしやすくなることが期待される。

次ページで紹介する「長城」事件では、原審被告と取引関係者の契約関係は認めつつ、賠償額に関する原審原告の一部主張について、関連の領収書の提出がなかったことを理由に否定されている。

### 3. 改正商標法66条

「権利侵害行為を中止させるための証拠が消滅する可能性があり、または、今後、証拠を入手することが困難な状況にある場合、商標権者または利害関係人は、提訴する前に人民法院に対して証拠保全を申し立てることができる」

先に紹介した帳簿提出命令は、本改正で新設されたものであるが、証拠保全については、改正前は旧法58条に規定されており、本改正で66条に規定されることになった。

申し立て受理後の手続きについて規定した旧58条2～4項は、改正66条にはないが、民事訴訟法の関連の規定が適用される。

なお、ここでいう「利害関係人」とは、商標許諾契約の場合のライセンサーまたは商標権の承継人を指す（〔2002〕32号4条）。

## 4. 「長城」事件

改正商標法63条の規定に関連し、損害賠償額の算定について細かな判断が示された事例として、「長城」事件〈(2005)民三終字第5号〉を以下に紹介する。

なお、原審原告と被告の関係について、本件には複数の当事者が存在することから複雑にみえるが、A社およびB社が商標権者、C社およびD社が被疑侵害者、E社、F社、G社が生産受託者であることを念頭に置いて読んでいただきたい。

### (1) 事件の経緯

#### ● 商標権者側による権利取得

1974年に被上訴人（原審原告）であるA社は、第33類「ワイン」などを指定商品とする「長城牌」を登録した（商標登録第70855号）。

1998年に当該商標権はB社に譲渡された。B社は2000年に第33類「米酒」などを指定して「長城」を登録した（商標登録第1447904号）。

B社の「長城牌」は、2004年11月に著名商標に認定されている。

#### ● 被疑侵害者による商標出願

原審被告であるC社は1996年に設立され、S氏が同社の代表に就任した。C社は1999年に「嘉裕長城」を出願した（商標出願第1502431号）。

2001年、B社はC社による当該商標の登録に対して異議を申し立てた。

2001年、C社の代表であったS氏は上訴人（原審被告）であるD社を設立し、C社はD社に対して「嘉裕長城」の使用許諾などを行った。

#### ● 行政機関1への模倣品告発：非侵害

2001年12月、B社は国家工商行政管理総局公平交易局（以下、国家公平交易局）に対し、C社のワイン「嘉裕長城」がB社のワイン「長城」の模倣品であると告発した。

しかし、江西省工商管理行政局の調査を経て、模倣行為には該当しないと認定され、国家公平交易局も異議なしと判断した。

#### ● 行政機関2への模倣品告発：侵害

国家公平交易局によって非侵害の判断がなされたが、2002年4月、B社はC社がその商標権を侵害したと商標局に告発した。

B社の告発を受けた商標局は、C社が商標を使用する際に「長城」の文字を目立つように使用することは、B社の商標権を侵害する行為に該当するとした。

2004年9月、これを受けたB社は、C社およびD社を相手に北京高級人民法院に侵害訴訟を提起した。

### (2) 一審の判断

#### ● 侵害の認定

B社の商標権「長城牌」「長城」は有効であり、この権利は法律によって保護されるべきである。

D社らの行為は、B社の商標権侵害に該当し、この侵害行為に対してC社は法的責任を負うべきであると判断した。

#### ● 損害額の認定

2001年10月、D社はE社と年間生産量500トン以上のワイン「嘉裕長城」の委託加工契約を締結。同年11月、D社はF社に192.03トンのワイン「嘉裕長城」の生産加工を委託した。

2003年、D社は原審被告であるG社と「嘉裕長城」の委託加工契約を締結、委託加工代金である304万8011.9人民元と業界慣例価格（1トン当たり5000人民元）を基に、生産量は609.6トンであると算定した。

生産されたワインは、合計で160万2132本となる。さらに2004年8月、北京市工商行政管理局西城分局は、D社に対して検査を行い、差し押さえた資料から商標権侵害品の在庫は3万1757.2箱、19万543本であるとした。

これを受け、一審は商標権侵害製品であるワイン1本当たりの平均販売価格は20人民元、生産コストは9人民元、1本当たりの利益は11人民元であると認定し、在庫分を差し引いたうえで、損害賠償金の合計額は1552万7479人民元であると認定した。

D社は商標権侵害製品の数量、賠償額などの問題について判決を不服として上訴した。

### (3) 二審の判断

#### ● 侵害の認定

一審と基本的に同じ判断がなされ、両商標は類似しているとして、D社は相応の民事責任を負わなければならないとの判断を下した。

なお二審は、B社の商標「長城牌」は、ワイン市場で相当に高い知名度を有しており、著名商標にも認定されているため、消費者が両者の間にある程度の関連性があると認識するおそれがあることを指摘した。

#### ● 損害額の認定

二審は、一審が認定したE社とF社による生産量がそれぞれ500トン、192.03トンであると認めたものの、G社の生産量について、B社はE社、F社、G社との委託加工契約の情報のみを提供し、その他の契約に相応する領収書を提出しなかった点を指摘。

二審は、B社の主張は十分な証拠を欠き、認められないとして、一審の判断を一部覆した。

具体的には、G社が提出した関連領収書と一審におけるD社の証言により、D社がG社に加工を委託したワインは29万1450本であったと判断し、当事者双方は原酒1トンからワイン1333本が製造されると認めた。

これにより二審は、D社が生産した「嘉裕長城および図」が付されたワインは合計121万3926本であったと判断した。

二審は、D社が商標権侵害製品を保存している倉庫の資料を調べ直した結果、当事者双方が確認できた在庫品は27万4626本であるとして、一審が認定した在庫品19万543本から本数の訂正を行った。

当事者双方が具体的な商標権侵害製品の販売量を提出しないため、二審は生産量から在庫量を減じる方法によって販売量を計算した。

すなわち、商標「嘉裕長城および図」を使用した商標権侵害製品121万3926本から在庫品27万4626本を引いた93万9300本がD社の「嘉裕長城および図」を使用した商標権侵害製品の販売数量であると認定した。

ワイン1本当たりの利益は、B社が11.3人民元であると主張したのに対し、D社はそれに関する反証を提出できなかったため、二審はこの点におけるB社の主張を認めた。

最終的に、本件の損害賠償額算出方法および賠償方法の確定につき、本件

の商標権侵害製品の単位数量当たりの利益を調査できないため、二審はB社が提供した単位数量当たりの利益である11.3人民元に商標権侵害製品の販売数である93万9300本を掛け、D社が1061万4090人民元を取得したと判断した。

すなわち、B社の経済的損失は1061万4090人民元であるとした。

## 5. おわりに

今回は63条と66条について取り上げ、63条については判例を紹介した。

損害賠償額の算定について細かく判示し、その判決が公開されているものは少ないため、本稿で紹介した事例は参考になるとと思われる。

次回(2015年1月号)も引き続き、商標権侵害および救済に関する残りの規定を紹介する予定である。

**森 智香子** Sun East知的財産事務所 所長・弁理士

早稲田大学非常勤講師。平成26年度日本弁理士会意匠委員会副委員長。中国で「日本商標法実務」を出版。「発明」「知財管理」「China IP」等における執筆多数。発明協会から「中国デザイン関連法」を出版。WIPOのマドリッドワーキンググループにオブザーバーとして参加するなど、国際的に活躍している。

【連絡先】〒140-0061 東京都中央区銀座2-12-3 ライトビル5F info@suneast-ip.com

**韓 登啓 (Kan Touei)** チャイナ(華夏)正合知識産権代理事務所所長/中国弁理士/工学博士  
長年にわたり、特許および意匠出願業務に携わり、数多くの侵害事件、無効審判事件および、審決取消訴訟事件の代理人として活躍している。特に、「小型二輪車」意匠権審決取消訴訟二審逆転勝訴事件は、中国意匠審査基準に影響を与えたとして高く評価されている。

【連絡先】〒100044 中国北京市西城区西直門外大街1号院西環広場2号楼17階C5室  
TEL(86)10-5830-1655(代表) http://www.czipa.com